平成３０年（フ）第５４号
相模原市南区相模台４丁目７番20号　スカイコート相模原第６　107号
債務者　佐藤　　翼
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第５７号
相模原市中央区下九沢980特別養護老人ホームみたけ、住民票上の住所相模原市中央区千代田７丁目６番３－101号
債務者　橋本　昌枝
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第５８号
相模原市南区大野台３丁目32番６号　ラ・メーラテラ　303号室
債務者　堺　美緒子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第５６号
静岡県沼津市大岡2508番地の１　フレグランス高橋Ｂ201、前住所静岡県駿東郡長泉町竹原252番地の23
債務者　長橋　　保
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３３号
愛知県豊橋市大岩町字北山６番地275（１－704）
債務者　勝又　邦夫
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３３８号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―303号
債務者　近森　義文
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３９号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―303号
債務者　近森　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２０号
福岡県豊前市青豊17番地１　県営青豊団地108号
債務者　桝田　弘美（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3165番地　Ｄ14－２　小森仮設第４団地、住民票上の住所熊本県阿蘇郡西原村大字布田2163番地、（前住所）熊本市北区楠４丁目２番３－440　市営住宅１Ｃ－１
債務者　濱田　章代（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６８号
北海道江別市錦町２番地の３　錦町マンションＮｏ．２－205号室
債務者　井上　美輪
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１５号
札幌市中央区南11条西15丁目１番20―102号
債務者　瀬戸　純子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１５号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番５－206号
債務者　吉田　和紀
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３５号
北海道千歳市新富２丁目８番10号　新富寮８号
債務者　久保　　守
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５１号
札幌市白石区本通17丁目北３番20―202号
債務者　小松　敬子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６１号
札幌市東区北20条東６丁目２番16―101号
債務者　高野真由美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６６号
札幌市白石区川北１条１丁目６番６号　コーポ土田105号
債務者　土谷　勝規
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４号
北海道釧路郡釧路町緑３丁目46番地
債務者　宮崎　　優
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
釧路地方裁判所